

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、特定自動車解体業及び中古自動車輸出業を営む者に係る届出制度を設ける等の措置を講ずることにより、盗難自動車の解体及び輸出を防止し、もって自動車の盗難の防止及び盗難被害の迅速な回復に資するとともに、地域の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）その他の公安委員会規則で定めるものの外のものという。

2 この条例において「特定自動車解体業」とは、自動車の部品として販売の用に供するため、原動機その他の公安委員会規則で定める部品を自動車から取り外すことを業として行うことをいい、「特定自動車解体業者」とは、次条第一項の規定による届出をして特定自動車解体業を営む者をいう。

3 この条例において「中古自動車輸出業」とは、中古の自動車を輸出することを業として行うことをいい、「中古自動車輸出業者」とは、第十三条第一項の規定による届出をして中古自動車輸出業を営む者をいう。

(特定自動車解体業の届出)

第三条 特定自動車解体業を営もうとする者は、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならぬ。届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

二 自動車の部品を取り外す場所並びに部品を取り外す自動車を保管する場所、取り外した自動車の部品を保管する場所及び部品を取り外した自動車を保管する場所

三 その他公安委員会規則で定める事項

2 公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、知事に対し、当該届出の内容を通知しなければならない。

(標識の掲示)

第四条 特定自動車解体業者は、前条第一項第二号に掲げる場所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(従業者名簿)

第五条 特定自動車解体業者は、当該特定自動車解体業を営む事業所に、従業者の氏名その他の公安委員会規則で定める事項を記録した名簿を備えなければならない。

2 特定自動車解体業者は、従業者が日本国籍を有しないときは、次の各号のいずれかに掲げる事項を確認するとともに、前項の名簿に当該事項を記録しなければならない。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第一項に規定する在留資格及び同条第三項に規定する在留期間並びに同法第十九条第二項に規定する資格外活動許可の有無及び当該許可があるときはその内容

二 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として永住することができる資格（確認及び申告）

第六条 特定自動車解体業者は、当該特定自動車解体業のため自動車を引き取ろうとするときは、次に掲げる事項を、当該事項を証する書類により確認しなければならない。この場合において、当該自動車盗品の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。

一 当該自動車を引き渡そうとする者（以下この条において「相手方」という。）の氏名、住所及び生年月日
二 当該自動車の所有者及び車台番号
三 相手方と当該自動車の所有者とが異なるときは、相手方が当該自動車を引き渡す権原を有すること。

2 特定自動車解体業者は、前項の確認の結果について、次に掲げる事項を記録した引取記録を作成し、当該記録をした日から三年間保存しなければならない。ただし、前項の確認に用いた書類の写しの作成をもって第二号及び第三号の引取記録の作成に代えることができる。

一 引取りの年月日

二 前項第一号及び第二号に掲げる事項

三 前項各号に掲げる事項を確認した方法
（良好な生活環境の確保）

第七条 特定自動車解体業者は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）その他の関係法令を遵守すること等により、道路交通の安全及び円滑を確保し、保管する自動車及びその部品の倒壊を防止し、燃料油及び潤滑油の流出を防止し、騒音を低減するなどして、第三条第一項第二号に掲げる場所の周辺地域の良好な生活環境を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 知事及び公安委員会は、それぞれの権限に属する事務に関し、特定自動車解体業者が前項の措置を行うために必要な助言、指導その他の措置を講ずるものとする。

（保管命令）

第八条 特定自動車解体業者が当該特定自動車解体業のために引き取った自動車について、盗品であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察本部長又は警察署長は、当該特定自動車解体業者に対し、三十日以内の期間を定めて、当該自動車又はその部品の保管を命ずることができる。

（指示等）

第九条 公安委員会は、特定自動車解体業者又はその代理人、使用人その他の従業者がこの条例の規定又はこの条例に基づく命令に違反し、及び盗難自動車の解体若しくは輸出の防止又は地域の良好な生活環境の確保上支障が生じるおそれがあると認めるときは、その権限に属する事務に関し、当該特定自動車解体業者に対し、その是正のため必要な措置を講ずるべきことを指示することができる。

2 知事は、特定自動車解体業者又はその代理人、使用人その他の従業者が第七条第一項の規定に違反し、及び地域の良好な生活環境の確保上支障が生じるおそれがあると認め

るときは、その権限に属する事務に関し、当該特定自動車解体業者に対し、その是正のため必要な措置を講ずるべきことを指示することができる。

3 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、特定自動車解体業者又はその代理人、使用人その他の従業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

4 知事は、第二項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定自動車解体業が行われている場所に立ち入らせ、当該特定自動車解体業のため引き取ったと認められる自動車、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

7 知事及び公安委員会は、第一項及び第二項の規定による指示をした場合（公安委員会にあつては、地域の良好な生活環境の確保に関する指示をした場合に限る。）には、当該指示した内容を相互に通知しなければならない。

（停止命令）

第十条 特定自動車解体業者が、この条例の規定（第三条第一項後段、第四条、第五条及び第七条第一項の規定を除く。）又はこの条例に基づく命令若しくは処分違反したときは、公安委員会は、当該特定自動車解体業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該特定自動車解体業の全部又は一部の停止を命ずることができる。当該特定自動車解体業者（当該特定自動車解体業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該特定自動車解体業に関し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百五十六条の罪又は財産に対する罪を犯したときも、同様とする。

（土地貸付者等の責務）

第十一条 特定自動車解体業の用に供する土地又は建物（第三条第一項第二号に掲げる場所として用いられるものに限る。以下同じ。）を貸し付けようとする者は、その契約を締結し、又は更新するときは、当該特定自動車解体業者又は当該特定自動車解体業を営もうとする者に対し、盗取された自動車の引取りを行わないことを確認するとともに、当該契約において次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

一 盗取された自動車の引取りを行わないこと。

二 前号に掲げる行為が行われていることが判明したときは、催告をすることなく、当該契約を解除することができること。

（土地貸付者等に対する勧告）

第十二条 公安委員会は、特定自動車解体業者に貸し付けられた土地又は建物において盗取された自動車の引取りが行われていると認めるときは、当該土地又は建物を貸し付けた者に対し、当該行為の防止のために必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、公安委員会は、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

3 前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会は、あらかじめ、第一項の

規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（中古自動車輸出業の届出等）

第十三条 中古自動車輸出業を営もうとする者は、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

二 輸出する自動車を保管する場所

三 その他公安委員会規則で定める事項

2 公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、知事に対し、当該届出の内容を通知しなければならない。

3 第四条から第八条まで及び第十条前段の規定は中古自動車輸出業者について、第九条及び第十条後段の規定は中古自動車輸出業者又はその代理人、使用人その他の従業者について、第十一条の規定は中古自動車輸出業の用に供する土地又は建物を貸し付けようとする者について、前条の規定は中古自動車輸出業者に土地又は建物を貸し付けた者について準用する。この場合において、第四条中「前条第一項第二号に掲げる場所」とあり、並びに第七条第一項及び第十一条中「第三条第一項第二号に掲げる場所」とあるのは「第十三条第一項第二号に掲げる場所」と、第十条中「第三条第一項後段、第四条、第五条及び第七条第一項」とあるのは「第十三条第一項後段並びに同条第三項において準用する第四条、第五条及び第七条第一項」と読み替えるものとする。

（立入調査等）

第十四条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、特定自動車解体業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者又は中古自動車輸出業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、特定自動車解体業又は中古自動車輸出業が行われている場所に立ち入り、当該特定自動車解体業若しくは中古自動車輸出業のため引き取ったと認められる自動車、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により立入調査を行う警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（解体業者及び古物商の特例）

第十五条 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第八十一条第七項の規定による報告をした者は、第六条第一項前段（第十三条第三項において準用する場合を含む。）の確認、第六条第二項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）の引取記録の作成及び当該引取記録の保存をしたものとみなす。

2 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第十五条第一項の規定による措置を講じた者は第六条第一項前段（第十三条第三項において準用する場合を含む。）の確認を、同法第十六条の規定による帳簿等の記載又は電磁的方法による記録及び同法第十八条第一項の規定による帳簿等又は電磁的方法による記録の保存をした者は第六条第二項（第十

三条第三項において準用する場合を含む。）の引取記録の作成及び当該引取記録の保存を、それぞれしたものとみなす。

（知事と公安委員会との協力）

第十六条 知事及び公安委員会は、第三条第一項第二号及び第十三条第一項第二号に掲げる場所の周辺地域の良好な生活環境の確保に関し、相互に協力するものとする。

（規則等への委任）

第十七条 この条例に定めるもののほか、この条例を実施するため必要な事項は、三重県規則又は公安委員会規則で定める。

（罰則）

第十八条 第十条（第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項前段の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、特定自動車解体業を営んだ者

二 第六条第一項前段（第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による確認をしないで、自動車を引き取った者

三 第六条第二項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による引取記録を作成せず、若しくは虚偽の引取記録を作成し、又は引取記録を保存しなかった者

四 第八条（第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五 第十三条第一項前段の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、中古自動車輸出業を営んだ者

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項後段の規定による変更の届出をしないで、又は虚偽の届出をして、特定自動車解体業を営んだ者

二 第五条第一項（第十三条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による従業者名簿を備えず、又は第五条第一項の規定による記録をせず、若しくは虚偽の記録をした者

三 第五条第二項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四 第九条第三項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 第九条第四項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第十三条第一項後段の規定による変更の届出をしないで、又は虚偽の届出をして、中古自動車輸出業を営んだ者

第二十一条 第四条（第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して標識を掲げなかった者は、十万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第二十二条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、同年八月一日（次項及び附則第三項において「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 一部施行日に現に特定自動車解体業を営んでいる者又は一部施行日以後に特定自動車解体業を開始しようとする者は、この条例の施行の前日においても、第三条第一項の規定の例により、公安委員会に届出をすることができる。この場合において、その届出をした者は、この条例の施行の日において同項の届出をした者とみなす。

3 一部施行日に現に中古自動車輸出業を営んでいる者又は一部施行日以後に中古自動車輸出業を開始しようとする者は、この条例の施行の前日においても、第十三条第一項の規定の例により、公安委員会に届出をすることができる。この場合において、その届出をした者は、この条例の施行の日において同項の届出をした者とみなす。

4 前二項の規定による届出について虚偽の届出をした者は、第三条第一項前段又は第十三条第一項前段の規定の例による届出にあつては六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に、第三条第一項後段又は第十三条第一項後段の規定の例による届出にあつては三十万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。